

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	7	府省庁名	国土交通省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 住民税(利子割) <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充 （一団地の津波防災拠点市街地形成施設）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ災害を防止・軽減する必要性が高い区域内において、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、津波防災地域づくりに関する法律において一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市施設の類型に追加した。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>一団地の津波防災拠点市街地形成施設につき、その整備に関する事業のために収用交換等の対象となる資産についての譲渡所得等の特別控除等（代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除）を、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前（以下「都市計画事業認可の前」という。）においても適用されるものとする（個人住民税、法人住民税及び事業税に連動）。</p> <p>また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年8月施行）による都市計画法の改正により、都市計画決定に係る大臣同意の一部が不要となったことを踏まえ、譲渡所得等の特別控除等の適用を受けるための証明書について所要の改正を行うこととする。</p>		
関係条文	地方税法 第32条、第53条、第72条の23、第72条の49の7、第72条の49の8		
減収見込額	（初年度） —（—） （平年度） —（—） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備するための事業を、都市計画事業認可の前においても譲渡所得等の特別控除等を適用できる特掲事業に加えることにより、効率的かつ円滑な施設の整備を促進する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>公共性が相当程度担保されており、代替性に乏しく、公的事業主体である等の性格を有する事業については、効率的かつ円滑な事業遂行を確保する観点から都市計画事業認可の前であっても、税制特例の適用を可能としており、例えば被災市街地復興土地区画整理事業において措置されているところ。</p> <p>一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、津波による災害の発生のおそれが著しく、災害防止・軽減の必要性が高いと認められる区域において、市街地が有すべき諸機能に係る施設を一体的に整備するため、都市施設の類型に追加されたものであり、公共性が相当程度担保されており、代替性に乏しく、公的事業主体である等の性格を有する事業であると言える。</p> <p>また、一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、東日本大震災の被災地復興において整備されることが想定されるため、その整備を効率的かつ円滑に進めることを可能とする本特例は、被災地の早期復興に資するものであると言える。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 1 1 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>施策目標 1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する</p>
	政策の達成目標	都市計画事業の事業期間を、半年以上、短縮することにより、災害の防止・減災に資する津波防災拠点市街地形成施設の整備を早期に実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	主に被災地で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業において、今後 340 件程度の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、効率的かつ円滑な公共事業の推進のために円滑な用地取得の実現を図れるのみならず、地権者の生活再建の早期確保がなされることとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 国税（連動）を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	東日本大震災復興交付金 （平成 24 年度 286,760 百万円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備する津波復興拠点整備事業は、東日本大震災復興交付金の交付対象事業として位置づけられているが、これは施行者である地方公共団体の計画策定支援、公共施設整備費、用地取得費を補助するものである。 一方で、本特例措置は従前の権利者に対して特例措置を講じることで、事業の合意形成を促すという観点から、事業の円滑な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	都市計画事業認可の前においても当該特例等の適用が可能とすれば、効率的かつ円滑な公共事業の推進のために円滑な用地取得の実現を図れるのみならず、地権者の生活再建の早期確保がなされることとなる。 また、公共性が相当程度担保されており、代替性に乏しく、公的事業主体である等の性格を有する事業であることから、都市計画事業認可の前における特別控除等について措置することが適切である。

税負担軽減措置等の 適用実績	—
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—
これまでの要望経緯	—